

謝花昇と沖縄倶楽部の結成

伊佐, 眞一

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

43

(開始ページ / Start Page)

79

(終了ページ / End Page)

127

(発行年 / Year)

2016-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00012793>

謝花昇と沖繩倶楽部の結成

伊 佐 眞 一

はじめに

明治三二年が明けた一月下旬、東京の一隅で一冊の雑誌が産声をあげた。十九世紀の終幕一年前にあたる西暦一八九九年のことである。今日からすればはるか昔も昔、外見的には百年以上も前にたつたひとつの小冊子が出たにすぎないのだが、その当時の沖繩社会からすれば、じつに途方もない出来事であった。ということはつまり、この雑誌を刊行するに至った人間の、沖繩の政治や社会に対する認識が、その社会において一頭地を抜き出していたことの証でもある。そのころの時代相を調べれば調べるほど、その思いはいよいよ強まるばかりだが、おそらく実際はもっと大きな波紋を拡げていたような気がする。後世の人間が当時の様子をどれだけリアルに実感し追体験できるのか、それはどんなに史料を頭に入れてみても隔靴搔痒のもどかしさは否めない。それもそのはず、過ぎてしまった歴

史を考えると、私たちは無意識にみずからが立っている現在の有様を前提にするからである。歴史を遡る材料の多くに種々の肉付けをするのは、それぞれが生きている時代の諸相をつうじてであるから、それはある意味仕方のないこともある。だがしかし、そうしたことを斟酌しても、この雑誌を昨今の書店でみかけるそのひとつくらいに考えてもらっては大間違いである。

歴史へ接近するについては、対象となる時代に参入することの困難さはあるにしても、何はともあれ歴史を描くのは、私の場合でいえば、あくまで二〇一五年の沖繩に生きる人間にほかならない。古い事象をただそれだけのために興味をもつて喜ぶのでもないかぎり、また過去を終了物としてでなく、いま現在の社会に存在する者の、同時代に対する問題意識がゆえに、過去の事象をその鑄型に合わせ、て取捨選択し自己に引き寄せるのである。ここでイタリアの歴史家、ベネデット・クローチェを特段持ち出すまでもないだろうとは思うが、「すべての歴史は現代史である」との至言は、現代社会への強烈なまなざしとそれへの積極的な働きかけを私たちに要求しているはずである。そこには趣味に興ずるオタク族の入り込む余地はないし、まず何よりも第一に、論者自身の主体が問われている。

その意味でもう一度言うが、この、わずか少数の雑誌こそは、それを産み出さざるをえなかった数人のグループとともに、沖繩の近代史のみならず、現代にまで燦然と光り輝く存在とみえる。彼らの人間的個性といい、その知的能力及び行動力といい、さらには彼らの世紀転換期における登場の意味からしても、沈鬱なことばかり多いわが近代の沖繩で、彼らの存在はそのどれをとっても希望の曙

光となるものであった。年表を繰ってみればわかるが、明治三二年は琉球国の解体をへて大日本帝国の一県として併合された明治十二年から、ちょうど二〇年後である。ひとりの人物を除けばその他全員が、さしたる地位も名望も財力もない青年たちであり、ただひとつ強烈な社会的問題意識をテコにしながら、やむにやまれぬ憤懣と沖縄変革を胸に社会の表面に立ち現れたのであった。明治政府の沖縄統治に向けられた衝撃力と沖縄の人びともたらした多岐にわたる影響力は、正直なところ私の筆でどのくらい的確に伝えられるものなのか、そう自信があるわけではない。しかしそれを十分承知のうえで、わずか一年余の短い活動期間の出発点に焦点をあてて、彼ら数人の容貌と足跡及びその小集団の改革意欲を、拙著『謝花昇集』（みすず書房、一九九八年）の内容をふまえつつ、それを補うつもりで以下に素描的叙述を試みたい。

I 琉球併合後の社会

琉球王国が日本の天皇制国家に武力で併合される過程を、一般に琉球処分と呼んでいる。その基点としての一八七九（明治十二）年に明治政府の沖縄統治が始まっていくが、日本とは異なる政治・経済機構を有していた沖縄の社会構造は、当然のことながら右から左へと簡単に変更できるものではない。そうしたことは、一九七二年の施政権返還から六年後にしてやっと、交通方法変更を終えた事例

からもわかるように、一国の構造・形態を他国に均一化する作業は、いまの私たちの想像をはるかに越える難題であつた。

琉球と日本との社会組織の違いは、まず第一に政治の面でいえば琉球王府中枢の機構はむろんのこと、そこからの指令を受けて施策を実行する各シマジマの地方を治める行政組織があつた。次には王国の経済基盤を支える圧倒的多数の農民が生活を営む土地の制度が厳としてあり、それはそのまま貢納につながる租税制度に直結していた。土地は個人所有でなくて共同体の共有であつて、ある年限を区切つて農民各個人に順繰りに割り当てていくのが基本であつた。この共産村落とでもいうような土地制度を「地割^{ちわり}」制度という。以上のような地方・土地・租税の三大制度が明治政府の眼前に存在していたわけで、沖縄に派遣されてきた県令（のち県知事）以下の役人たちは、この政治・経済構造をいかにして日本のそれに引き直すかという大事業を課せられることになる。

かような明治政府の国家意思は、しかし直線的に実行されることはなかった。明治十二年以後も沖縄の上級士族を中心とする旧支配層はさまざまな抵抗でもつて併合の拒絶をくり返し、琉球王国が両属した一方の大国、清国への脱出とその支援要請を継続していた。さらに日本を取り巻く国際政治の環境は、宮古と八重山を割譲する、いわゆる「分島問題」に見られる清国とのあいだで琉球の帰属をめぐつて依然として火種がくすぶっており、清国とロシアの関係もからみつつ緊張を孕んでいた。この点も、明治政府が沖縄の改革に思い切った策を下せない要因をなしていたが、沖縄の内外に惹起す

る政治の不安定要素が取り除かれたのは、明治二八年の日清戦争の決着によってである。沖縄の特殊な社会機構を本格的に改造する仕事は、それ以降明治二〇年代後半に始まることになった。ということとはすなわち、明治三二年までの沖縄は、県とは名がついているものの、その特殊性ゆえに日本の国政への参加をはじめとして、県議会もなければ、その他市町村制度など幾多の方面で、他県とは比較にならないほど異なつた取扱いを受けることとなつた。

沖縄内部にどんな動きがあつたのかを年表風に示せば、次のようになる。明治十四年ごろから各地で地元役人による不当徴収や経理不正に対する抗議運動が起こる一方で、同十五年には無禄士族への授産資金の下付があり、十七年には読谷の牧場が尚家の個人所有になつたのを手始めに、その後は首里士族への開墾許可が相次ぐ。その後も明治二三年には無禄士族に本部もとぶの広大な杣山が払い下げられ、その翌年からは大東島や石垣島での払い下げと開墾が始まる。二七年には宮古農民が人頭税の撤廃をふくむ島政改革の請願を帝国議会に提出したことで帝都の新聞を賑わす。そしてこの年、国頭くにがみで最初の大開墾が実施され、二八年には第二回目の国頭郡杣山の開墾が続く。と同時に、この年の四月に日清戦争が終結するところとした流動化はいっそう加速されて、政府による沖縄の旧慣制度、先にあげた三大制度のうち、土地と租税の抜本的な改革が県政の最重要施策となつていく。明治三一年七月に公布された「臨時沖縄県土地整理事務局官制」はその象徴とでもいうべきものであつた。

土地整理事業といわれるこの大改革は、地域共同体の共有地であつた割地を個々人に所有として与

え、その所有権者を納税主体として、物納に代つて定率の金納貢租を確定するものである。近代の資本主義社会に組み込む体制づくりが、いままさに開始されようとするのが、明治三二年であつた。

こうした動きのなかで、沖縄の民衆は実質的に制度変更について、みずからの意思表示を行う権利も場所もなく、それは上級士族の旧支配層とて変わりはなかつた。宮古島農民が上京した年の翌明治二八年、尚家の尚寅^{しやういん}や首里士族の太田朝敷^{おたちうふ}たちが愛国協会を結成し、沖縄の特殊自治制度を政府に請願した運動が明治三〇年にかけて起こつた。この公同会運動も、当時の沖縄がほとんど無権利状態に放置されているとの認識に根ざすものであつた。

沖縄の近代を、琉球の亡国でありながらも、「琉球処分は一種の奴隷解放也」と高く評価した伊波普猷^ゆは、この当時はまだ中学を卒業して東京で高等学校入試に四苦八苦していたのだが、沖縄の無権利状況に対する自覚はきわめて弱かつた。上記の発言はそれから十年余の一九一四（大正三）年になつてからのものである。奴隷解放どころか、別の奴隷に移し替えられたとする沖縄現地の解放欲求とは格段の差があつたことになるが、その沖縄県政を陣頭指揮していたのは、伊波がこれまた大いに評価してやまなかつた奈良原繁知事であつた。一八九二（明治二五）年の七月に第八代の知事として赴任し、七年目を迎えようとしていたのが、これまた明治三二年でもあつたわけである。

Ⅱ 謝花昇の下野

じゃはなのぼる

謝花昇が内務省発令の技師として郷里に着任したのは、奈良原知事より約一年早い一八九一（明治二四）年の九月である。七月一〇日に帝国大学農科大学の第一部を卒業しての赴任であったが、沖縄で最初に帝国大学を出た農学士で、かつ沖縄出身唯一の高等官の帰郷は、まさに社会的事件の様相を呈するほどに、人びと羨望の的となった。その彼が七年の在職で辞職を最終的に決意したのは明治三十一年の十一月二五日、沖縄県農工銀行の常取締役になったときであろう。そして、辞職願を十二月三日に書き上げたのち、たぶんその旨を県知事に告げたうえで、一〇日に那覇を出発して十七日ごろに東京に着くと、早々に内務大臣へ辞職願を提出した。二〇日には内閣発令で「依願免本官」となり、翌日の『萬朝報』に謝花辞職の記事が掲載された。

大方の官吏のように個人的な不満は内に秘めつつも、県庁で上位者に対しては唯々諾々と職務をこなしさえしておれば、何不自由することなく昇進の階段を着実にすすみ、この世をその先ずつと安樂に過ごせたものを、何ゆえ彼は沖縄の誰もが羨むポストをあつさりとうったのか。いや、去ったというよりは弊履のごとく投げ捨てたと言った方がより正確だと思うが、彼を上意下達の官吏生活に安住させなかったものこそは、先に述べた沖縄の政治をはじめとする社会の鬱屈した現状であった。そのとき沖縄がまさに大転換の前夜にあると彼が認識していたのはまちがいない。してみれば、彼個人の

私利をこえて、何よりも沖縄全体の公益とそのゆくすえが彼の脳裡を占めていたといってもよい。

その後の活動を理解するために、ここで謝花が沖縄県庁内で従事した部署と事務所掌及びそれに關した活動を簡単に列挙しておきたい。彼が専門とする農学・農政の分野と實際に行つた行政との関連性がわかるだろうし、さらには下野したあとに集注していく課題と運動がはつきりするからである。

☆明治二四年一〇月十二日、沖縄県内務部第二課で、「農工商務及土木」及び「官有地及土地収用ニ關スル事項」を担当。

☆明治二五年一月九日、第八回九州沖縄八県聯合共進会委員（沖縄県発令）。

☆明治二六年四月十五日、沖縄県の第十四回砂糖審査会審査長。

☆同年九月八日、沖縄私立勸業会にて「甘薯敷地に就て」と題し講演。

☆同年九月二十七日、京都での第四回内国勸業博覧会の沖縄県事務委員。

☆同年十一月十八日、「尚×」に北谷間切屋良村ヒラ山と田幸地山の開墾許可を認可。

☆同年十二月一日、沖縄県内務部第三課に異動し、「学務、農工商務、兵事、社寺及戸口民籍ニ關スル事項」のうち、農商掛となる。

☆同年十二月四日、沖縄県土地委員。「沖縄県の開墾趣意書」を執筆。

☆同年十二月六日、奈良原知事名で中川虎之助らに一五〇〇町歩の八重山開墾を許可。

☆明治二七年一月十一日、国頭に出発し、下旬まで名護間切、本部間切の杣山を巡回し、人民総代

や各村代表と討論。後日、「国頭地方本部間切杣山の景況」を提出。

☆同年七月一〇日、首里士族二九組から申請のあった本部と今帰仁なきじんの杣山開墾を却下。

☆同年九月ごろ、奈良原知事に開墾事務主任を解任される。

☆明治二八年四月六日、京都での第二回全国農事大会に沖縄委員として出席。

☆明治二九年三月六日、沖縄県私立教育会の役員会に出席。

☆同年四月十五日、沖縄県の第十六回砂糖審査会審査長。

☆同年六月、『沖縄糖業論』を自費出版。

☆明治三〇年一〇月、沖縄県農工銀行設立準備委員となる。

☆同年一〇月二四日、沖縄県師範学校の新築落成式に沖縄県幹部として出席。

☆同年一〇月二九日、第三回九州実業大会のため鹿児島に到着、俵孫一沖縄県参事官らとともに十一月六日帰途につく。

☆明治三二年三月、沖縄県内務部第五課農務掛及び商工掛に異動。農事試験場長を兼任。

☆同年四月十五日、沖縄県糖業の今後についての意見を、匿名で琉球新報に掲載。

☆同年四月二四日、沖縄県私立教育会において、「農事試験場ノ実験談」の講話を行う。

☆同年五月、沖縄県の第十八回砂糖審査会審査長。

☆同年七月十五日、農事視察の宮古出張を中止する。

☆同年十一月二五日、沖縄県農工銀行の創業総会で取締役役に当選。

農工銀行の役職を得て経済的な生活に目処がついたことが、謝花を在野の人間たらしめるのに大きく後押しをしたはずである。そして十二月一〇日、かねてからの段取りを実行に移すため、辞職願を手にして上京の途についたことは、すでに書いたとおり。なお、この年の二月十八日には謝花と同じ志を持った金武間切並里出身の當山久三とうやまきゅうぞうが那覇尋常高等小学校の雇教員を退職し、謝花よりも一足先に東京へ向かっていた。謝花がまだ沖縄県の技師であった九月から一〇月にかけて隠密に東京へ行った際、謝花はかねての手はずどおり當山とも連絡をとり、旧知の新垣弓太郎あらかきゆみたろう及び神谷正次郎かみやしやうじろうと念入りに打ち合わせをしたのはまちがいない。

南風原間切宮城みやぐすく出身の新垣は、謝花が県費留学生として東京での生活を始めた明治十五、十六年ごろからの旧知であり、他方神谷は教員を退職して東京で学生をしているとき、彼の下宿先に當山が転がり込んで生活をしていた。神谷が東風平こちんだの人間だったのは周知の事実であったし、神谷にとって謝花は東風平が沖縄に誇るあこがれの人物であった。こうした謝花の動向について、同年十二月十三日の『琉球新報』は「謝花昇氏の上京」との見出しで、次のように報じている。「今度の上京は島尻郡総代の資格にて矢張本県土地整理事業に関する運動の爲め上京するとの事なるか旅費及び一切の費用は全郡有志者の寄附金を取り立て二百円程調達して上京の途に就きたる次第なりと云ふ」。謝花の行動が沖縄県庁あたりを経由して、敏感に注視されていたことを物語るであろう。そして新報は続けて、こ

うも記している。「中頭郡総代神村吉郎国頭郡総代上間幸助の両氏にも右全様の用向にて近々の内上京する由」。中頭や国頭における類きの動きも、ともに那覇に伝わっていたことがわかる証拠で、げんに十二月二八日に具志川間切天願出身の神村は中頭高等小学校雇教員を辞職し、さらにその年の七月から八月にかけて、彼は中頭郡の有志とともに九州や関西の農工銀行を視察し、併せて同地の地租改正当時の状況を調査していた。彼が教員を辞めるひと月前、発足したばかりの沖縄県農工銀行の監査役に彼もまた当選していたことは、謝花や當山、神谷たちの行動とひとつながりになるものとして見逃すことはできない。

こうして明治三二年の一月には、謝花も當山も、上間、神村、神谷、新垣が、ある目的をもって帝都の一隅に集結していたのであった。年明けをもつて彼らの活動舞台は、明治三一年までの沖縄から東京に移ることになる。九月末から一〇月にかけての約一週間、謝花がひそかに上京した目的は、奈良原知事の更迭を板垣退助内務大臣に進言することであったと私は推測している。その詳細は前掲書を見ていただきたいが、日本の歴史上最初の政党内閣であった憲政党成立の直後であった。しかし、今回の公然とした上京は前回の目的をさらに押し拡げるところに焦点を定めていた。それは以下の三点に集約される。

ひとつは、沖縄県土地整理法案への意見提出。ふたつ目は、衆議院議員選挙法改正に対する請願。そしてもうひとつは、彼ら六名を主体とする沖縄の権利獲得のための政治結社を立ち上げることであ

た。一点目と二点目の法案が前年の十二月三日に開会した第十三通常議会で、いよいよ審議に入ろうとしていたことに照準を当てていたのは明白で、沖縄県政の真つ向からの批判をふくむ幅広い社会運動をになう集団としての結社を、沖縄社会にむけて宣言しようとした意図に基づいていた。

着京した謝花たちがまず向かったのは、麹町区で下宿屋を営んでいた新垣のところではなかったかと思うのだが、彼らは荷を解くいとまもなく、帝国議会に影響力をもつ政治家たちを訪ね歩き、沖縄の実情を訴えつつ、今議会における二つの法案に対し、沖縄民衆の要望を必死に説いた。衆議院については板垣以下、大隈重信、星亨、高木正年、尾崎行雄の事務所や私邸に出向き、貴族院議員では初代の沖縄県令をつとめた鍋島直彬なべしまなおよしほか、谷干城や曾我祐準、楠本正隆などを歴訪したようである。

新垣の住まいは、又吉盛清氏の調査によると、靖国神社本殿の後方、他の所有地に接したところ、明治四〇年当時は三輪田女学校があつた付近である。⁽¹⁾その四番町の家から下宿屋は目と鼻の先、いまのＪＲ市ヶ谷駅との中間点あたりの三番町にあつたという。そのとき下宿屋に名称が付いていたのかどうかは不明だが、のちに亡命中国人の宗教仁らが宿泊したといわれる龍昇館がそれである。靖国神社の大鳥居の隣には尚侯爵家の本宅があり、琉球屋敷と呼ばれたその敷地内には何年も前から東京の沖縄青年会の事務所が置かれていた。この近くにあつた私立の明治義会尋常中学を前年の明治三〇年三月には伊波普猷、照屋松（のちの宏）、西銘五郎（のちの徳太）が卒業していたし、彼らの沖縄県尋常中学時代の恩師である田島利三郎の母校、皇典講究所も飯田橋近くに位置していた。東京に出てき

た沖縄人にとっては人間の付き合いもそうだが、田島などさまざまな人間の出入りと情報の飛び交う場所ともなっていた。たとえば、この明治三二年の一月一日、九段上の靖国神社南門近くの料亭、富士見軒で沖縄青年会創立一〇周年を記念する会が開かれている。尚家からは尚昌しょうしょう、尚景が出席し、元沖縄県知事の福原実や県書記官だった川路利恭、香川輝、八重山の風土病調査をした三浦守治が顔をみせた。謝花を追うかのように上京していた奈良原知事も出ていたのか、また謝花たちの誰かも同席していたのかはわからないが、この界限が沖縄社会をそのまま引き移したかのような状況下でもあったことを一言しておきたい。

ついでながら、この沖縄青年会だが、そのころどのくらいの会員がいたのか。明治三二年一〇月ごろに発行された『沖縄青年雑誌』（第一号）には、東京在住の会員として謝花を含め三十一名の名前が載っているが、それから八年後にはその数倍もの青年たちが加入していたはずである。そして、首里と那覇の士族出身が多かった明治二〇年代までとは違って、このころになると島尻や中頭、国頭など地方からの者がかなり増えていただろう。神谷と當山がまさにそれであった。ということとはつまり、沖縄青年会の会員もそうだが、その出自——士族か平民か、首里・那覇か、それとも地方の出かなどの感情や利害もからみあって、沖縄をみる彼らの現状認識は一樣でなかったし、奈良原県政との関係、さらにはその評価もけっして一枚岩ではなかったことを意味する。当然に沖縄社会の将来構想も、その実現への方策も、あとで述べる神谷論文の取扱いでもわかるように同一ではなかった。

この青年群像のなかで、謝花たちのグループの精力的な活動に最も危機を覚えた人物のひとりだが、謝花と明治十五年に第一回の県費留学生に選ばれた太田朝敷であつた。この当時の太田は琉球新報を代表するジャーナリストとして、東京における沖繩情報在地元沖繩に通信する役を担っていた。彼らふたりがそのころ何度か会つて、おのがじし政治信条などの考えを述べ合つていたことが、次の琉球新報の記事でわかる。「謝花氏は嘉数氏の下に立つを潔しとせず帰県の上は農工銀行を改撰すと申居候」「彼れは知事を排斥して再び県庁に入るの目的と現に小生に話し居候」。これは太田が天南の筆名で二月三日に執筆して、同月十四日の新報「東京雜信」欄に載せたものだが、それよりも早い一月九日付の新報には「在京の某氏より発信したる私信」として、「島尻郡民の代表者と称し斯る運動をなすに至りては実に奇怪至極沙汰の限り寧ろ狂氣の沙汰と見るの外無之候島尻人民にして果して斯る委任をなしたりとすれば島尻人民は沖繩の進歩を沮礙する者」だとする記事が掲載されている。「謝花昇の運動に関する怪報」と題するこの無署名の、「在京の某氏」もたぶん太田であろう。

この両者は一月に相次いで憲政党に入党するが、これは謝花が奈良原県政に対抗し、できうれば奈良原を打倒するための政治力を求めたのに對して、一方の太田は奈良原県政または政府側に立つて謝花たちを牽制し、抑える目的で入党しただろう。明治政府によつて、新生「沖繩県」の将来を託されて留学したかつての同級生は、相手を倒すべき正面の政敵にまで変化していたのである。そして、沖繩人の分際で政府に楯突くものとみた奈良原知事は、暴力団をも使つて押さえ込もうとした。親泊（の

ちの大里) 康永の『義人謝花昇伝——沖縄自由民権運動の記録』(新興社、一九三五年)によると、島尻郡長の斎藤用之助を差し向け、謝花が新垣たちと会談中のところに小林金次郎というヤクザをもつて脅迫させ請願運動を妨害したとある。いつだったのか、期日などに曖昧さが残る記述なのだが、あらゆる手段を用いて謝花たちに襲いかかる権力の姿をまざまざと映し出していた。

いわば、それだけ奈良原県政が驚き、警戒したことを物語るものであったのだが、謝花たちとまさに同じ東京にいた奈良原知事が、一月六日に内務省の松平正直次官と会談した中身には、二つの法案に関係したものの根回しと、げんに謝花たちが働きかけている有力政治家への対策もあったとみることもできよう。そして、かかる謝花たちが在野の運動だけでなく、それと呼応した沖縄県庁内部にくすぶる不満分子の芽を断固摘み取る決意もあったにちがいない。一月九日の『琉球新報』に載った「謝花昇氏上京の用向」の記事には「相談役及び斡旋人には他府県出身のお役人様方も幾名程一味し居ることとなり」と書いていたし、四日後の十三日付新報には「老婆生」なる者が「同好の士に告白す」の小文を投書して、「蔭に回りにて長官や下僚の意見を批評し」、「密々庁内不平の徒を集め之を煽動し庁務の妨害を為し知す顔に澄し込む丈の横着心ある」者がいると、暗に沖縄県ナンバー・ツの太木房英書記官を非難していた。すでに県庁の外にまで不穏な噂や空気が流れていたことになる。奈良原・松平会談から約二〇日後の一月二七日、太木書記官は非職となった。

これだけの強いインパクトを与えた沖縄県庁内外の反「奈良原」の動向を牽引・継続させた活動母

体が、その姿を世にはつきりと知らしめたのが明治三十二年一月末なのである。

Ⅲ 沖繩倶楽部の誕生

謝花たちが在京の者六名は、明治三十二年一月三十一日付で『沖繩時論』²を発刊した。前年から着々と準備をすすめていたもので、第一号の門出は同時に彼らの政治結社・沖繩倶楽部の設立宣言でもあった。この雑誌の形態はタテ二二センチ、ヨコ十五センチ、表紙と奥付を除いて四七頁。編輯人は神谷正次郎、発行人は謝花昇と上間幸助、印刷者は三島宇一郎、印刷所は弘文堂。沖繩倶楽部の主要人物が東京に集結した意図はむろんのこと、この機関誌を発行せざるをえなかった彼らの、郷土沖繩のありように対する厳しい現状認識と、それに基づく社会変革への烈々たるパッションがこの創刊号に満ち溢れている。

巻頭の「発刊之辞」はいう。「明治の天地開け、置県の政、施かれし以来、茲に二十有余年、至握甚深なる、皇恩の、徳沢に浴する亦浅きにあらざるなりと雖ども、本県や土地遼遠^{しかみなち}ために行政の監督普からず、加^{しかみなち}施県民は因襲の久しき、遊怠安逸の氣風に流れ、举世曹^{せう}焉として、桃源洞裡の春夢を貪り、大胆豪拳猛然として、新氣運を拓き、開物成務の急を見て、殖産の基を開き、峻烈激昂、積威に抗し措画経営せんとする者無く富実榮誉は、殆んど此れ、当局官吏に放任せるの情態なり、嗚呼長大

息の至ならずや」。数百年の因襲がはびこり、あらゆる分野において積極的な開拓精神がなく、すべてを沖縄県の役人が取り仕切っている。これがいま現在の沖縄の状態だといっているのである。

二段目の文章は、「若し夫れ行政官吏にして、常に其意思善良にして、其行為確實なりとせば亦以て、憾とするに足らざるなりと雖ども、行政官吏や元と此れ人たり、感情の動物たり、其行為や常に正確にして、其意思や常に完全なりと謂ふべからず、正に知る其行為に瑕疵あるも亦怪むに足らざることを」と続く。丸ごと全部を行政官吏に任せてしまえば、彼らも釈迦やキリストのように私欲のない善良さを有した正確無比、完璧な人間ではないのだから、瑕疵や誤り、不正が生じるのは当然であるとの人間観を示す。

そして三段目には、「今や外人雑居の期は近づき、地租改正は將に着手せらんとするに臨み、自治の制度は施行せられ、意気凌々他府県と対峙するにあらずんば已まざらんとするに当り、抑も瑕疵は正の機関なくして可ならんや、宜なり、南海の浜沖縄時論なる健児を生出するは決して偶然にあらずることを」と書く。「外人雑居」とはこれまで居留地内に限られていた外国人の居住や通行、営業が、半年後には日本全国に及ぶ権利の発効を指しており、当時「内地雑居」とも呼ばれていた社会変化のことである。「地租改正」とはいうまでもなく土地整理事業を意味し、「自治の制度」が施行されたというのは、明治二九年三月の沖縄県区制及び郡編制、翌三〇年三月の沖縄県間切島吏員規程、そして同三一年十二月公布の沖縄県間切島規程を念頭に置いている。そうした沖縄を含む日本社会が大きく

動き出そうとしているときに、沖縄はこれらの状況から派生する諸問題を是正し解決する術を持っていない。『沖縄時論』はまさにそのなかで民衆を代弁するものとして発刊したと説明した。

続いて四段目は、彼らの生地、沖縄に言及する。「嗚呼、仰て世態を通覧し伏して県政を觀れば、悲憤慷慨の感、興起して、隱忍黙止、白眼以て世上を冷視するの秋にあらざる也」。どこをみても問題は山積しているのに、それに対応すべき沖縄県当局の有様はいったい何であろうか、到底我慢できるものではない。お上のすることだから、下々には関係のないことだと言っている場合ではないと、この箇所に至って彼らの憤懣が噴出する。

彼らがこの沖縄倶楽部を結成した理由とその目的を語るのが最後の五段目である。暴虐秕政の奈良原県政への対抗と将来の革新的沖縄を目指すための行動、その言論手段としての『沖縄時論』の創出を高らかに公言した激語となっている。いわく——「予輩不肖、敢て自ら揣らずと雖ども、斯る境遇に逢遇し黙々叉手するに忍びず、茲に明治卅二年の新曙光に際し、同志相計り沖縄時論を刊行し、起て因襲の迷夢を攪破し、奮て悪政暴肆を矯正し進て大に将来の事業を革新拡張せんとするもの決して故なきにあらざるなり若し夫れ沖縄時論が、警世の大声となり、斬弊の利刀となり、鋒鋟耿々鏗爾金石の音を發するや否やは茲に敢て誇称せずと雖も、乞ふ毎号の紙上に於て、此れを證せよ矣爾云」。

以上が「発刊之辞」の全文である。これこそは沖縄倶楽部を誕生せしめた謝花たちの決意表明であり、奈良原県政と沖縄の旧支配階級の牙城であった琉球新報との対決宣言であった。署名はないが、

この覇氣にみちた一文を執筆したのは謝花ではなく、神谷正次郎である。あとでも言及する論説から判断して彼以外の筆ではない。そのころ神谷は、神田区の猿樂町に住んでいて法律の専門学校に通っていたのだが、どうやら日本法律学校か、明治法律学校、または東京法学院（日大、明大、中大の前身）のいずれかだったらしい。

神谷は、王国時代の一八七一年、日本年号でいえば明治四年の生まれで、この年に満で二八歳。字東風平で屋号を佐久間屋と言ったらしいが、明治二五年に沖縄県尋常師範学校を卒業したのち、翌二六年には南風原の兼東尋常小学校に勤務。その後、教員を退職して上京したのがいつなのかは不明だが、明治二九年の四月には東京にいたから、二、三年しか教壇には立たなかったようである。このことから大よその想像がつくが、明治三一年末から三二年にかけて謝花たちが行った会合の根城は、神谷と新垣の下宿先や旅館であり、東京在住の神谷、當山、新垣の間の打ち合わせと、沖縄での謝花と上間たちの間の会合がそれぞれにあつて、最終的に東京と沖縄の両方が合流した作業が、この『沖縄時論』（第一号）に結実したことになる。

第一号全体の内容を表紙と奥付を除いて目次風に示せば、こうなる。

発刊之辞

【論説】 本県と衆議院議員（神谷正次郎）

国頭郡の山林（當山虎林）

權利競争論（神谷正次郎）

【雜報（県政片片）】

林政

那覇港附近の埋立

北谷間切の開墾

土地収用の件

旧練兵場

農工銀行重役選挙

琉球新報社及新報社に対する金銭の施与

市町村制と本県の区制及間切島規程

地租改正と間切財政

地租改正と地租

買上糖廃止と道路修繕費

農工銀行と農工業家

国頭農会の失敗

国頭教育上の政略

蘇鉄細工教育の失敗

貝細工教育の失敗

農業簡易科の前途

沖繩俱樂部設立之趣旨

沖繩俱樂部規則

謹告（謝花昇）

（編者識）

これを見ても、彼らがいかに用意周到に事をすすめていたかがわかる。ひと月やそこの短い日数で出来るものではないからである。三本の「論説」で総頁の約半分にあたる二四頁を占め、十四本の「雑報」分十五頁と合わせると、ほとんど九割にちかい分量になるが、「雑報」は数人で分担して書いてらしい。沖繩からの原稿を含めて全体を一冊の機関誌にまとめあげたのは、編輯人となっている神谷で、むろん彼ひとりがやったものではないにしても、彼が中心になつて印刷までの段取りをして仕上げたはずである。神谷が住んでいた神田区猿樂町二〇番地の常総館から弘文堂の印刷所までは指呼の間といつてもよい距離である。現在の地理でいうと、中央本線JR水道橋駅から白山通りを南に向かうと、日本大学の法学部と経済学部へ左右に分れる十字路に着く。そこからさらに南へ行くと靖国通りに突き当たる交差点に着くが、そこまでのちょうど真ん中あたりの左側の道路沿いに、神谷の定

宿・常総館は位置していた。いまの西神田一丁目になる。

一方の弘文堂はというと、岩波ホール前の十字路を左に折れて行くと、お茶の水橋からやはり南に下って右側に明治大学をみながら駿河台下の交差点に至る。現在の位置でいうと、三省堂のすぐうしろ側の通りの、ちょうどまうしろあたりに弘文堂はあった。明治三二年当時は神田区表神保町二番地の住所表示になっていて、いまの神保町会館付近だと思えばよい。神谷の宿から靖国通りを九段下面へ歩けば、尚侯爵家や沖繩青年会事務所のある富士見町、そして新垣の営む三番町の下宿屋も四番町の自宅もすぐそこである。

こうした経緯・状況下で結成されたのが、沖繩倶楽部ということになる。これまでの長年月、この運動はそのほとんどの研究がひとりの傑出した人物たる謝花昇を描くことに終始したきらいがないでもない。私自身、『謝花昇集』とそれ以後において、この政治結社を形成した者が二〇人余いたこと、そして彼らのなかには謝花に劣らず優れた力量をもっている人物が少なからずいたことを幾度か書いてきた。しかし、いかんせん彼らひとりひとりの生年月日や学歴、職歴、家族、人柄、その他もろもろの事柄もそうだが、戦い矢尽き刀折れた運動後に彼らがどんな人生を辿ったのかなど、大部分がわからずに今日まできたのが実情である。そうしたこともあって、この際、私の知り得た事実を、たとえばわずかな痕跡であっても書きしるして、明治三〇年前後の沖繩にあつてはじつに豪胆な勇氣と犀利な知恵を有した積極果敢かつ持てる最大限の能力を発揮して、虐げられた郷土と沖繩人のために生き

た沖繩俱樂部員たちを記録としてとどめたい。そして、これを機に、彼ら構成員たちの人間と俱樂部の活動実態が、今後よりいつそう明らかにすることを切に期待したい。

では、沖繩俱樂部とはいかなる目的を持った、どんな組織体であつたのか。それを端的明瞭に示したのが、「沖繩俱樂部設立之趣旨」である。冒頭、「今や自治の制度は施され地租の改正は着手せられんとす本県の情態亦昔日の觀にあらざるなり」とあるのは、彼らが身を置く郷土の具体的な現状認識であり、それを受けて、「此時に方り我県民たるものは各其従ふ所に応じて宜しく盡すべき力を竭し一意専心百般事項の改善發達を促し以て大に本県の福利を計らざるべけんや」と書いたのは、彼ら自身の敢然とした態度表明になる。「我県民たるもの」がなすべき行動の緊急性を訴えているのは、明白であろう。そして、「此目的を達せんとするには朝野の差別を問はず職業の異同を論せず同志相求め同声相應して以て提携共進するに如くは莫し因て我輩同志相謀り一の俱樂部を組織し雜誌を發刊し時に一堂に相会し相互の交情を温め諸般の問題を研究し互に智識を交換し協心戮力以て其实を挙げんとす」の一文が続く。この部分はもしかしたら、いまの感覚を下敷きにすると、あまりにも当然すぎる平凡さを与えて、スーッと読み飛ばしてしまうかもしれない。

そのころの沖繩が首里は首里、那覇是那覇で自意識が強かったように、各郡部の地域は地域で、さらに小さなシマジマに割拠していたことを念頭に、旧来の慣習や伝統のもと、身分や職業、年齢などによっても幾多のタコツボ化した閉鎖的な共同体があつたことを前提にしないと、この箇所はまった

く理解できないといつてよい。「朝野の差別」とは、いまでは想像もつかない恐しいまでの官尊民卑を指しており、「職業の異同」の一句には出身地や身分などの階層が頑として根づよく存在する世の中を暗示している。そうしたなかで、「目的を達せん」がために「一堂に相会した相互の交情」が何よりも求められると書いたのであって、「提携共進」「協心戮力」の言葉にはさまざまな壁を乗り越えて、諸君よ「同志」たれ、小異を捨てて大同につけ、とのアジテーションが響いていた。

小が大に抑圧されないために、弱者が強者に対抗するためには、個々バラバラの人間が寄り集まってこそ不利益を克服できるし、自前の権利も手にしうる。そのことを、この趣旨文は「各其従ふ所に応じて宜しく尽すべきの力」が「福利」をもたらすと言いつつ切っていた。個々人が一歩も二歩も踏み出して行動することの重要性を、のちに謝花が協同組合の必要性を農民に口を酸っぱくして説いてまわったのに相通ずる考えである。趣旨の末尾には「此挙を賛助し入会せられん事を」とあるが、その意味で、沖縄倶楽部の結成はいささかの誇張もなく「此挙」というにふさわしいといえよう。

次に沖縄倶楽部の組織はどうなっていたか。「沖縄倶楽部規則」は全十三条から成る。倶楽部員は毎月二〇銭を納付し（第七条）、そのなかから役員として若干名の評議員と書記二名を選任する（第三条）。全体の事務を総括するのが評議員で、その評議員会のもとで庶務を担当するのが書記である（第五条）。庶務とは別に会計事務取扱主任を評議員中から一名互選することになっている（第八条）。日々の活動はこの評議員会を軸にして決定されるが、その他の会員が一堂に会して意見を述べ、議論

する総会と臨時会が設けられている（第六条）。会員の加入は、会員の推薦で書記に申請書類が提出されたあと、評議員の多数をもって決まる（第九条）。そして会員の除名は総会の決議をへて行われる（第十一条）。

以上の内容からすると、よほどつよい個性を持った人間がいたとしても、審議から決定までの過程がきちんと整えられたシステム下ではそうそう勝手なこととはできない。あくまで合議によって沖縄倶楽部の進むべき方向性と運営がなされることになる。出身地や身分、学歴などの特権が規則のなかから完全に排除されていることはすぐに気づくが、これはこの当時の沖縄にあつてはじつに珍しいことだと言わねばならない。目的を達成するための機能と役割が第一にあつて、会員の能力に適した平等・公平性が貫徹している。こうした思考に基づく倶楽部すべてが謝花の手で出来たものでないことは、改めてはつきりする。近代法や合理的な制度に熟知した者がほかにもいて初めて可能なのであつて、それなくしては考えられないだろう。

さらにもう一点忘れてならないのは、この運動体を支える資金、つまり経済基盤である。会計事務取扱主任が会費の徴収と支出を管理する仕事なのはわかるが、例えば「規則」の第四条には「評議員は名誉職とし書記は有給とす」とある。書記の給与を会費からまかなえたとしても、それだけで上京費用にかかる船賃、宿代、食費、交通費はどうしていたのか。自腹もあつたにちがいないだろうが、それだけでは継続的な倶楽部の活動は出来るはずがない。彼らが沖縄倶楽部設立の重大さとともに、

真つ先に思案したのはこの点である。毎月一回の沖繩時論発行を規則の最終第十三条に明記したのも、経費の安定性を準備・確保していたことの証明になろう。この点は、彼らが東京から沖繩に戻った明治三二年三月以後、具体的に動き出し、七月には南陽社となつて立ち上がるのである。

この南陽社は、印刷部と販売部の二部門から成つていて、前者は役場や学校、銀行などの印刷を請け負い、後者は農家に肥料や穀類を、また役所や教育現場、商店、一般家庭に文房具類などを納入していた。親泊の謝花伝には、販売部の肥料関係は長田秀雄が主任をしていて、販売部には神村も加わり、南陽社全体を伊舎良平吉が監督したと書かれている。

南陽社が店舗を出した場所は、そのころの地番でいうと那覇区字東三〇五番地で、薬師堂の近くにあつたらしい。この営業とは別の所に沖繩倶楽部の事務所はあつて、打ち合わせなどの会議や雑誌の編集をそこで行つた。明治三二年四月九日の琉球新報に掲載された『沖繩時論』(第二号)の広告文には、那覇区字東龍界寺小路七三番地が倶楽部の仮事務所となつてゐる。龍界寺近くの小路の東七三番地という意味であらうが、そこからまもなく同じ東の一三三番地に移つたようである。親泊前掲書に、当時沖繩倶楽部で給仕をしていた山田有幹の証言が載つてゐる。東に生まれ育つた山田が、「倶楽部は自宅から二丁位離れたところでした。東町三丁目の魚市場前で今の山瀬商店のところでした。もとは湖畔と言つてゐました。当時そこに沖繩倶楽部があつて向ひに南陽社があつたのです」と語つてゐる。山田が回想しているのは昭和一〇年代だが、『望郷沖繩』(第一巻、本邦書籍、一九八一年)に

収録された戦前の地図には、東西に走る東町の市場通りの中央あたりから南へ折れた道路を数十メートル行くと、東南に分れる路地があり、その入口付近に「ヤマセ商会」がある。戦前に那覇の中心地だった東町や西町、久米周辺は沖縄戦のあとすっかり別世界と思われるほどに変貌したが、現在の旭橋からだと同線距離にしてほんのわずかのところである。

それはともあれ、沖縄倶楽部と南陽社は、彼らの社会運動を維持する両輪として機能していたわけで、沖縄時論の印刷は倶楽部の道むこうにある南陽社の印刷所でもあった。雑誌の発行住所は南陽社のそれと区別がなかった。第一号の発行は東京だったが、それ以後は南陽社の経営も考えたうえで、印刷機の購入までしたのである。

では、この沖縄倶楽部で実際に活動した人数は、どのくらいだったのか。親泊は二人の名前をあげているが、これはほぼ正確といってよい。私はここでその幾人かにいささかの照明をあてることで、忘却してはならない彼らの生の証を共有したいと思う。出身地別にいうと、謝花、神谷らの東風平が最も多いが、^{とも}富盛からは伊舎良と野原恭四郎のふたり。伊舎良は沖縄の日本併合以前の^{みい}一八七四（明治七）年、^{ながた}新長田の屋号の家に父・幸助と母・マカトの三男として生まれた。東風平尋常小学校を出たあと、たぶんシマで人望があつたのであろう、明治三〇年当時は村頭^{むらがしら}をしていた。翌年の六・七月ごろ、太田朝敷たち首里士族の公同会運動があつたとき、この集まりに行くことはむろんのこと、請願書にも絶対署名してはならないと謝花は伊舎良に注意する間柄であつた。村頭職を投げ打って沖縄

倶楽部に入ったのは明治三二年になってからのようで、南陽社の責任者になったのはすでに述べたとおり。地元富盛の歴史や民俗に詳しい石原進栄氏いしはらしんえいによると、伊舎良はもとは石原と表記したそうだが、父の幸助は首里王府の進貢船に乗ったことがあるともいわれ、平吉は見るからに威風堂々たる体格をしていて、西郷隆盛のようだったと話してくれた。東京に残った神谷に代って沖縄で沖縄時論の編集をしたのは、村頭をした経験からくる事務能力を買われたためだとも思うが、ずっとあとになるが、明治三八年十一月創刊の沖縄新聞社に豊見城とみくすくの具志保門ぐしほうもんや神谷と加わったり、さらにまた沖縄毎日新聞社で仕事をしたのも、このジャーナリズムの感性とテキパキした技能ゆえであつたろう。大正の初年には高嶺製糖工場に身を置いている。

もう一方の野原は、一八七五（明治八）年、これもまた尚泰王時代に富盛あがで東リ与那嶺と呼ばれた屋号をもつ家に生まれた。明治二五年、神谷とともに尋常師範学校を卒えて、同三〇年六月には大南尋常小学校の訓導、翌年三月には大里尋常小学校おおざとに異動した。やがて沖縄倶楽部の設立と沖縄時論をみてメンバーになり、しばらくは教員をしながら活動をしたらしいが、県当局の執拗な圧迫にあつて勤め先を辞職したのは、おそらく明治三二年の六月以降だったのではないか。同じ間切出身で師範の同期卒業生・神谷からの影響もあっただろうし、やはり同じ間切の長田が訓導を辞めたのにも促されたにちがいない。彼らの運動が挫折したのち、明治三六年一月には小禄尋常小学校の代用教員になっている。息子ふたりは後年長崎と香港で職を得て、野原本人は戦前に泉崎で死亡したと言われる。

彼らと同じ東風平間切の長田秀雄は、屋号が城の裕福な家の長男。年下の弟妹が五、六人いたらしく、妹のひとりが謝花の妻・清子である。年齢は神谷と同じだが、彼よりも二年早い明治二三年に師範学校を卒業して、二年後には宮古で教職についていた。明治二六年に謝花が十六歳の妹と結婚して義兄弟となるのだが、それ以前から彼らはシマでよく見知った仲であつた。宮古で数年を過ごしたのち、明治三〇年末には南風原の兼城かねくすく尋常小学校の訓導となつていたが、沖縄俱樂部が繁忙をきわめる二年後の六月十三日に学校を退職した。ひとつには経済的な余裕があつて義弟の運動に資金援助ができるということもあつたはずである。性格は至つて温和で、沖縄俱樂部の政治的遊説といったものには不向きで、人前で自己の意見を開陳して他人を説得してまわる謝花とはみるからに対照的であつた。運動を裏方で支える仕事にもつぱら従事していたのも、そうした適性からであろう。明治三四年四月二日の琉球新報には、那覇区東で肥料販売の丸合店を經營しているとの広告が出ている。そのまさに同じ月、謝花が神戸駅で精神に異常をきたして保護され、大阪の下国良之助宅で看護を受けている報に接し、翌五月急ぎ迎えに行ったのが義兄の長田であつた。ブローカーのような人間に誘われて砂糖の委託会社をやつて失敗し、のちには代書業もしたというが、一九四〇年ごろに亡くなり、玉城たまぎすく出身の妻・ウシもその四年後に鬼籍に入つたようである。彼ら夫婦にはウサとウトの娘がいたと、親戚の長田キヨ子さんは語ってくれた。

IV ヤマト論理のなかで

明治三十一年から準備してきた沖繩俱樂部を、満を持して東京で結成した経緯は以上である。では、その機関誌『沖繩時論』(第一号)に彼らが盛り込んだものとは具体的に何だったのか。私は三点に集約できると考える。第一点目は、沖繩県から帝国議會議員を選出する権利の要求。二点目は土地整理事業への注文。三点目は、沖繩の政治・社会全般にわたる奈良原県政批判の問題提起である。

一点目は、神谷の巻頭論説「本県と衆議院議員」に簡潔・明瞭に示されている。これは開会中の第十三通常議會に政府が「衆議院議員選挙法改正案」を近々にも衆議院に提出することを見越したうえでの内容である。彼は最初にこう述べる。「現行衆議院議員撰挙法は投票の方法被撰挙権の制限等不備の点一にして足らず中に付 北海道 沖繩県を除外したるが如き 代議権 其平衡を得ざる最も甚だしき欠点なり」。そして、政府は前年の第十二議會でその改正法案を出したものの、衆議院の解散で成立しなかった法案を今回またもや提出しようとしている。その中身をみると、「尚ほ沖繩県を除外したる」ものであって、到底承服はできない。そこで、今後も沖繩からの代議士選出を認めない政府案を、法律に照らして仔細に検討したのが、この一文であった。

はじめに、現行の衆議院議員選挙法(第百十一条)「北海道沖繩県及小笠原島ニ於テハ将来一般ノ地方制度ヲ準行スルノ時ニ至ルマデ此法律ヲ施行セス」を取り上げる。神谷はいう。この「文法解釈上

本県は代議士を選出すべき資格に於て欠くることなし——と。というのは、ヤマトで施行されている「市制」と明治二九年四月一日施行の「沖縄県区制」との間もそうだが、ヤマトの「町村制」と明治三二年一月一日に施行したばかりの「沖縄県間切島規程」とのあいだにも大差はない。上記第百十一条のいう一般制度の「準行とは施行に対する語釈にして一般地方制度を其儘施行せずとも可なることを意味」するのだと説明する。沖縄の「区制」と「間切島規程」は、ヤマトの市制及び町村制とまったく同じ「一般制度」ではないが、その中身は衆議院議員選挙法第百十一条が「明示せる一般地方制度の準行」を実施するに何ら支障ない制度だと主張した。一般制度つまり「市制及町村制」(明治二二年四月一日施行)そのものの「施行」でなくとも、「沖縄県区制」及び「沖縄県間切島規程」の内容との間に大きな違いはないのであるから、その「準行」が可能だと強調した。

このヤマトと沖縄で施行されている二種類の法律については、どういった点において「大差」がないのかを論じたのが、「雑報」欄にある無署名の「市町村制と本県の区制及間切島規程」の報告である。これもおそらく神谷の文章だと思うが、そこでも「市制及町村制」(第一三二条)の条文に「此ノ法律ハ北海道、沖縄県其他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ニ之ヲ施行セス別ニ勅令ヲ以テ其制ヲ定ム」とあるのを組上に載せて、「本県の区制及間切島規程は実に本条に胚胎して發布せられたる地方制度なり」と論をすすめる。そして市制と区制との相違点を逐一指摘していく。紙幅の関係上、とくに細かい点は省略するしかないので原文をみてもらいたい。第一三二条が規定したように、沖縄の区制は勅令

第十九号で、間切島規定は勅令第三五二号で定められた特別の自治制度ではありながら、明治二十九年の内務省令第四号によって、区制施行二年後には首里と那覇の「区公民」は、二年以上区に住居する者で一戸を構えた満二五歳以上の独立男子で、かつ直接国税年額二円以上を納めることを求められており、さらに区會議員も二年後には等級選挙を経なければならないことなどが定められていた。

区制は首里と那覇が対象であるが、それ以外の島尻、中頭、国頭、宮古、八重山に関する間切島規定とヤマトの町村制との違いについても、間切島会と町村会、間切島長・助役と町村長・助役との比較が、間切島規程の第二条、第三条の条文に基づいて明示されていて、沖縄時論の第二号ではその続きの説明すると予告している。

神谷が衆議院議員選挙法（第百十一条）をして、「此の怪物^{みた}叨りに其魔力を逞くし本県をして政海の密室に監禁せること年久し」と語気を強めたのは、何度も言うようだが沖縄に帝国議會でモノを言う場が与えられていないことに対する怒りに基因していた。しかし、これまでの説明から「第百十一条の論理解釈上亦沖縄県を除外するの理由なき也」と重ねて指摘するだけでなく、本当は「其撰挙期日及撰挙区の如何」を議論すべきときに来ていにもかかわらず、「今や正反対に出で反て改正撰挙法に於て除外せられんと」している現実には、思わず「嗚呼」と絶句する。

法律の解釈及び勅令との整合性を理詰めと考えながらも、神谷には沖縄が選挙法からはじき出されている根柢には、政府・帝国議會の沖縄に対する偏見があると感じ取ったようである。なぜなら、「或

は謂ふ本県は代議士を選出するの時期未だ早しと」の声を方々で耳にしてい、これについて神谷は、「思ふに民度の如何を云々するにあらざれば、我欲を逞くするを得ざるを恐るゝものにあらざるか借問す」と問いつめるのである。そして次の四問、①「我が衆議院議員は民度の如何によりて撰出せしものなるか」②「被撰人は智識の程度如何によりて撰出せられしものなるか」③「智識の程度によるものとせば其程度如何及民度によるものとせば其民度如何」④「三舎を譲り縦令民度及び智識の程度によるとするも沖縄県は果して他府県に比し民度低しとするか人材なしとするか」と畳みかける。これに返答できる者はまずいはずだと彼は語気を強めると同時に、民度などを口にする「論者の徒裏面に夜叉的欲望あるや知るべき而已即ち籍を本県に移し以て自らの欲望を達し得るの時期を待つものにあらざるか我輩は其然らざるを疑はざらんと欲するも能はざるなり」と断定したのであった。

要するに、「民度」の口実を向ける対象は沖縄であり、そこでの土地取得など「夜叉的欲望」を目的とするのだと明言した。こうした現実を謝花は、沖縄県に在職中の明治二十六年に八重山で二五〇〇町歩の開墾を申請する貴族院議員の小室信夫や同院議長・蜂須賀茂韶の家令・藤本文策、奈良原知事の甥といわれる久保吉之進、松岡康毅、中川虎之助の事例を見ていたし、また同二八年には洪沢栄一や後藤象二郎、郷純造たちがこれまた石垣島で広大な「原野拝借御許可願」を出しているのを見していた。制度の大変更前に沖縄への転籍者がドツと流れ込んで利得をせしめる事情を目の当たりにしていたわけで、現役内務官僚である松岡らのことは第六回帝国議会衆議院でも問題となっていたので

ある。「或一部の高等職業を有する連中」と神谷が書いているのは、たぶんこれらを指すのであろう。従来、謝花たちの参政権要求の運動は、沖縄の土地制度と租税制度が全国均一になる土地整理事業が完了したのちでなければ空論との反駁が、沖縄の旧支配層や政府内部を中心にして世上を賑わしていたし、その後現在までの民権運動研究も、この面での謝花たちの主張する根拠の脆弱さとして指摘するのが一般的だったように思う。

ところが、彼らの主張はまったくの根無し草的要求ではなく、各法律をじっくり検討し、沖縄の特別な自治制度がこの明治三十二年を境にして整備されている現実を勘案した結論なのであった。租税または直接国税を支払っていなかったわけではない事実等を縷々説明しているのはそれであるし、彼らの側からすればそれなりの筋道は通っているともいえるのである。神谷が文中で、「或は謂ふ被選資格の依るべき標準なし」との、謝花たちと対立する側の主張に向かって、「何等の暴言ぞ 従来本県は旧慣例によりて納税の義務を負担し来りしなりと雖ども又直接国税の性質を有する租税幾多あり然るを被選資格の依るべきものなしとするか若し強て偏見を固持せば借問す本県人民は免税の民なるかと蓋し答ふるに語なきを信ずるなり」と激語しているのも、さらにまた「明治廿二年二月勅令を以て發布せられし直接国税は地租所得税とせり亦本県の租税此の条件に於て欠くることなし」と繰り返しているのも、けっして論拠のない請願ではなかったことを如実に証していよう。そしてもうひとつ、神谷の言で注目すべきなのは、参政権と土地整理事業が法律上は必ずしも不離一体のものではないことを

指摘した点であろう。いわく、「現行撰挙法は地租改正に何等の關係あることなし蓋し前題百十一條の法文中一言の地租に及ぶことなければ也」。

この論説を閉じるに際し、神谷は「法律上管見の理由大略如斯」と書いたあと、「国政に参与するの権利」を各府県人民に等しく与えることが、国家の目的と責任だとした。沖縄の現状を冷静に観察し、他府県の地方自治と法的に比較・考察したあとの思いは、次の言葉にすべて言い尽くされているように感じる。「然るに現行撰挙法の不備北海道沖縄県を除外し改正撰挙法の遺漏（？）沖縄県を除外し其代表すべき代議士を出すなし之れを人口の割合より算出するも之れを国税負担の上より観るも本県をして代議士を撰出すべきものなるに今尚ほ選出する能はざるのみならず更に改正撰挙法に於て除外せんとするは是豈代議政体の本旨ならんや況んや市を独立選挙区とし商工民に代議権を与へんとするに於て自治制は準行せられ納税の義務は有する本県に於ておや」。簡単にいえば、「義務を負ふことあれば権利を得ることあるは普通の道理」だと、再三再四高唱したことになるうか。

明治三二年一月に沖縄俱樂部を結成したメンバーには、人数こそ少なかったものの、強烈な個性を持った者が幾人も集まった。多方面にわたる彼らの能力がいかにかうまく組み合わさっていたかを、やつとこのごろになつて私は知ったのであるが、たとえば公人や公衆の面前での自己主張の激しさなど、そのモノの言い方や態度、そして目的に突き進む行動力において、謝花と双壁をなすのは富山久三であろう。その富山は一八九五（明治二八）年十一月だと思うが、当時の国頭役所長・朝武士干城あさぶしかんじょうと衝突

して、出身地の金武尋常小学校の訓導を辞めている。東京にいる神谷の下宿先に出発したのはその翌年四月で、明治三二年には牛込で自活をしていた。當山がどんな人物だったか、それに関しては他の評伝に譲って詳しくは書かないが、彼を昨今の教員のような人物だと想像したら、とんでもない。相手が上司だろうが年長者だろうが、理非曲直を面前で直言してはばからないその度胸と、目先の小利に拘泥しない決断力があって、少々の脅しにひるむ者とは正反対。肝心なときにこれほど頼りになる人間もない。こう書くと、蛮勇だけの武闘派かといえば、それだけでもないのだから感心する。その理知的な一面を示すのが、『沖繩時論』（第一号）のなかで一番の長文、「国頭郡の山林」と題する論説である。

沖繩時論の創刊号を特徴づける第二点目は、この當山がまとめあげた内容に大きくかわる。彼の説明の仕方は、初心者を読んでもすんなりと頭に入るように、筋道立った平易な文章で構成されている。沖繩島が北から南への縦長の島であって、島尻と中頭は平坦で肥沃な耕地面積ゆえに農業に適しており、その耕地を一〇〇とした場合、山林はそれぞれ二二と三三であるのに対して、国頭はその比率が六八五と圧倒的なことを確認させる。この事実のうえに、「国頭郡民の山林に於ける関係の密接」さを説き始める。彼は論説を四項目に分けて前半を地勢とその特徴にあて、後半でみずからの考えを披瀝するのだが、その展開の方法が何とも論理的で明晰、一度読めば誰でもその言わんとすることはすぐに了解する。

第一項は、山林の種類を仕立敷山、唐竹敷山、間切保護・村保護の第一種と、材仕立敷山と敷山の第二種に分類し、続いて「山林の培養并伐採」の箇所では各間切及び各村がそれらの仕事をいかに行っているかを述べ、次に「山林の保護取締り方法」の箇所では「廃藩前」と「廃藩後」の管理がどうなっているかを、村山当や総山当、山方筆者を具体例にして丁寧の説明する。そして彼は第一項から、「慣例を以て推せば当郡の山林は県下百姓地と同質なり」のフレーズを導き出す。つまり、沖縄県下、とくに島尻や中頭の大部分を占める田畑地が、私有の仕明地や役地を除いた百姓地と呼ばれて各村民の共有地になっているものと、まったく同じことが国頭では山林についていえるのだと當山は断定した。彼はこう書く。「郡民山林の伐木を為すは県民の耕地を使用収益すると同じく公用の材木を（無報酬）伐採運搬して其用に応じ該一種仕立敷の樹木養成保護等（無報酬）を為すは田畑の貢租と同じ是れ百姓地と同性質と云ふ所以なり」。

當山が第二項で提示したのは、「慣例に反し引き上げ国有とせば郡民左の如き悲惨に陥る可し」との戦慄すべき予測であった。前年の七月に沖縄県庁で任命された土地整理事務官の仕事が、同年一〇月には「沖縄県土地処分」を協議・決定しているのを謝花たちは知っていたし、その進行状況から今議会に「沖縄県土地整合法案」が政府から出されることをわかったうえでの、當山の発言なのである。現実には、沖縄時論の発行から一週間後の二月六日に政府案が衆議院に提出されて、九日には主税局長の目賀田種太郎が趣旨説明して審議が始まる。

では、国有となつたら、いったいどんな「悲惨」な事態が生ずるのか、當山はこれを四点に列記した。第一は、「郡民生業を失せん」として、これまで長年月にわたつて山林に依存してきた人びとは、代わりの耕地がないのであるから当然に、「郡民生計の途を失し親子離散の悲境に到るや必せり」。第二は、各間切の資力のもととなる職業を失うことで、「当郡の共同事業は各己人の事業より先に衰微」していく。第三は、沖縄県の糖業に必要な薪材や樽用材を含め、その他建築用材の供給が困難となり、ひいては「県下重要物産たる砂糖業」の衰退を招く。第四は、こうした用材の供給が途絶することによって九州や台湾からの購入となつて、「県下の一大財源たる糖業の衰微は経済の紊乱」で沖縄全体に悪影響を及ぼす。

以上のような山林の荒廢、つまり官有林となつた場合の弊害を逐一指摘したのが第三項である。その冒頭において、なぜかくまでに国頭の山林が荒廢したのかを簡潔に記すくだりは、実際に自分の目で見、その渦のなかにいて苦悶した者でなければ書けるものではない。少々長いが引用する。――

「当郡山林の保護方法たるや去る明治二十六年前迄は鄭重嚴密にして濫伐荒廢の事実なかりし也二十七年開墾を許可せんとする哉郡民挙て非を唱へたりしが直ちに知事の權勢に圧止せられたり国政参与の權なき郡民別に悲歎を訴ふるの途なしと断念し山林に対する従来の感想を一変し此に於て乎濫伐を始め其激勢や當る可からざるに立ち至り相當の官吏監督を嚴にするも如何ともする能はず爾來各間切駐在巡查に監督の權を与へたるも其効なく僅六年の間に山林の荒廢甚しく今や保安林も何のその原野同

然たらんとし郡民の山林に対する生計の關係県下糖業の關係如何を知るものをして慨歎に堪へざらしむるに至れり是れ全く郡民の山林に対する思想一變の結果にして慣例に拠り処分するに非れば如何なる方法に依るとも保護し得ざる知可きなり」。

奈良原知事の後ろ盾で郡民を「圧止」した朝武士役所長の、杣山開墾と山林入手の実態を當山が熟知していたのはいうまでもない。山林を官有にしてしまえば、さらに次の社会的悪弊が起ころうとも彼は書かざるを得なかった。①山林からはじき出されて職を失った者は、どうなるか。いわく、役人が「其保護を全ふせんとして監督を厳にし取締を密にせば隨て盜伐罪人を造り出や当然たり是れ餓死するも罪死するも死は一なれば也」。②管理のための県官吏をいま以上に多く必要とし、それに伴う諸経費がますます嵩むこと。しかし盜伐の防止はできない。③いずれまた、山林を民有にせざるをえなくなるのは目に見えており、その「払下処分」の過程において、これまでヤマトで目にしたように「奸官肥腹の具」となり「醜聞」が発生し、結局そのツケは人民にまわってくる。——以上である。

これまでの長い歴史のなかで国頭の人たちは山林で生計を立ててきたのであって、共同体の共有林であることは、法人としての各間切にとっては基本中の基本財産となることを意味していた。基本財産があつて初めて自治機関の運転がより広く可能となるわけで、各自治体の改良と發達の基盤ともなる。さらにもうひとつ、自治を日々に執行し「民福」を推し進める行政機関の充実をも増進させるのだと當山は強調した。そして、これまでの説明をふまえて「結論」にいう。「前項の理由に由り當郡の

山林は従來の慣例に基き第一種第二種共各間切共有と処分するは穩當なる可きなり」——と。

この當山たちの主張は、しかし彼らだけに認識されていたのだろうか。二月九日に始まった沖繩県土地整理法案の審議は、二〇日には衆議院本會議で一部修正して議決され、舞台は貴族院に移っていた。問題の第十八条は、以下のようになっていた。「**「****「** 山、川、床、堤防敷、道路敷及其ノ余地其ノ他民有ト認ムヘキ事實ナキモノハ總テ官有トス」。第二項は「**「** 山ノ保護管理ニ関シテハ勅令ヲ以テ規定スルモノノ外従來ノ慣行ニ依ル」。山は原則として「官有」としたのであるが、その点について初代の沖繩県令をつとめた鍋島直彬は、二四日の特別委員會で、政府委員の目賀田に対して「民有ト認ムヘキ事實ナキモノハ官有トストアリテ甚タ穩カナラサルカ如シ其ノ事實トハ書類ノ証拠ヲ云フヤ」と問いただし、続いて「条文ニ規定スルモノノ外ハ従來ノ慣行ニ依ル腹案ナリヤ」と、同じく政府委員の若槻礼次郎に質問した。さらに二七日の本會議で鍋島は、「今日ノ慣例ノ儘ニシテ置ケバ決シテ沖繩ノ山林ハ濫伐モナケレバ盜伐モナクシテ十分ノ保護ガ出来マスガ種種取締等ニ新ナコトヲヤツタラバ人民ハ自分ノ物デナイ役人ノ物デアル間切デ勝手ニスルコトハ出来ナイ、イツソ盜伐デモシタラ宜カラウト云フ考ヲ起スカモ知レナイ」と述べ、「其結果ハ取締ノ費用ガ掛ツタ上ニ盜伐ノ犯罪人ヲ陸續ト出シ山ハ荒レテシマフ」と、第二項による勅令規定の及ぼす影響を懸念した。そして、山林の盜伐などによって山が憔悴して、「薪炭カラ總テノ木材ガ大變騰貴シテ砂糖樽ノヤウナモノニ用ヒル材料、沖繩ノ唯一ノ物産タル砂糖ニ關係ヲ及シ」、ついには沖繩県經濟にまで打撃を与える恐れがあると陳述

したのであった。⁽³⁾

鍋島の沖縄農民への肩入れは、琉球併合直後の事情を熟知していたこと、及びその後の大蔵省と内務省による旧慣調査とも関係があるのだろうが、彼の政府委員への質疑内容は、當山や謝花たちが必死に訴えていた点と瓜二つであったことを見逃すことは出来ない。當山たちは鍋島の私邸などを訪ねて、二月十四日に帝国議會へ提出した「杣山の慣行取調書」と「其官民有害陳述書」を、鍋島にも差し出して熱弁をふるっていたはずなのである。そのときの彼らの心境たるや、おそらく「国頭郡の山林」を書き終えたあとの付記と同じではなかったか。「本按は今般我郡山林の慣例の如何に拘らず官有とすと聞き郡民の滅亡坐視するに忍びず突然愚意を陳し同志に訴ふる次第に候」。読む者をして思わず胸熱くなる一文だが、この論説につけた彼の筆名が面白い。「當山虎林」——幼少年からの豪胆さを自称しての命名だろうが、まさにその名に恥じない虎のごとき行動力であったというべきか。

『沖縄時論』（第一号）に塗り込められた三点目、それは結成したばかりの沖縄倶楽部が奈良原県政への対決姿勢を鮮明にしたことである。その県政を彼らはどうみたのか、次のようにいう。「本県は距離遼遠為めに主務官庁の監督を受ける寛なるのみならず未だ地方議事機関の設けなしされば県治は殆ど知事に放任せるの姿にして県治の処理荒廢は一に知事其人を得ると然らざるとにあるや知るべき而已」。そして、「本県の失政を指摘し来れば枚挙に遑あらざるなり」と書いて、県民の福利増進はどこへやら、「今や事理は顛倒し却て県民の直朴を以て奇貨措くべしと為し我利我欲を恣にし県民の幸福を

奪ふ」と続け、「嗚呼長大息の至り也今や幾多の事業は勃興し地租の改正は着手せられんとす若し夫れ一步を誤らんか蓋し百年の大計を知るべき而已夫れ而して此の時に於て奮起することなくんば県民の不幸果して幾何ぞや」と締めくくった。この無署名記事を執筆したのは神谷であるが、彼はこうした県政をチェックすべき存在の琉球新報が、逆に県から資金をもらっていることもあって、「行政の瑕疵を指摘し反省」させるところか、「県治の矯正者たる」本来の役割を放棄して県の「誘導者」「伴隨者」になっていると批判した（〈雑報〉欄の「琉球新報社及新報社に対する金銭の施与」）。

〈雑報〉欄に並ぶ記事は、いずれも奈良原県政の失政、沖縄俱樂部のいう「県治の荒廢」事例集の観を呈しているが、それを以下に箇条書きしてみよう。

☆石炭貯蔵所と水溜所用として佐敷間切から収用した土地を、収用法を無視して馬天村民に何の補償もせずに処分したこと（「土地収用の件」）。

☆かつて百姓地だった真和志間切の旧陸軍練兵場について、間切民を瞞着して「暴利の壟断」があったこと（「旧練兵場」）。

☆電気鉄道敷設を名目に、那覇港付近の埋立権を「貪欲飽くを知らざる射利者」に与えたこと（「那覇港附近の埋立」）。

☆明治三〇年、北谷間切の要請を一方的に却下し、水源汚染につながる山林開墾を水田喜作なる人物に許可したこと（「北谷間切の開墾」）。

これらは島尻と那覇と中頭に起こった問題であるが、国頭はというと、明治二七年以来の「濫伐と濫墾」が「一部虚業家」の跋扈と開墾地の略奪を許していること、それは各論説が幾度も明らかにしていた。〈雑報〉でもまた「林政」の題で言及しているが、問題はそれだけにとどまらなかったことが、次の記事でわかる。

☆国頭農会が明治二〇年に出来て以後、農場開拓の名のもとに郡民から強制的に金銭を徴収し、その後も家屋建設や農師の雇用、不要の機具購入、人夫の使役などにもかかわらず、まもなく無益にして解散となり、「郡民の怨骨髄に徹する甚だし」となったこと。そして明治二八年、朝武士郡役所長は各間切に命じて煙草試験場を造らせたものの、これまた何等収益なく失敗し、「郡民の嘲弄憤激の情止む能はず」と紹介する（「国頭農会の失敗」）。

☆国頭高等小学校建設の際、間切長の協議を無視して郡役所長は県外から高給の土工などを雇い、間切民を連日資材運搬の労働に使って、その不法行為も重なり、当初の予算をはるかに超過、借金で郡民に振り向けた事件を暴露した（「国頭教育上の政略」）。

これらの事例を、「蘇鉄細工教育の失敗」「貝細工教育の失敗」「農業簡易科の前途」の記事と併せて紹介したのは、たぶん上間幸助であろう。というのも、これだけ詳細に国頭教育の内情を知っているのは、沖縄倶楽部のなかでは彼以外にいないからであり、げんに彼は明治二三年に尋常師範学校を卒業後、同年に本部間切の謝花尋常小学校に赴任し、その後は名護尋常小学校、今帰仁間切の天底尋常

小学校に訓導として籍を置いていた。ときあたかも杣山に群がる内外数々の人間や醜聞に接し、濫墾の実態をまじかに見ていたのである。推測するに彼は、明治三十一年秋ごろには教職を去り、年末には謝花たちとともに東京へ出発していた。明治三十二年二月六日付で衆議院に呈出した「衆議院議員選挙法改正ノ件」の請願者は「上間幸助外一名」となっているし、沖縄時論の発行人も彼と謝花であった。

いつたい、この上間という若者はどんな人間であつたのか。生年は琉球年号で尚泰二三年の一八七〇年、羽地間切の我部祖河村三一番地に生まれている。仲ノ屋という屋号で割と裕福な家庭だったようだが、師範での同級生である當山や長田との学生時代があつて、自分たちのシマや郷土が無残に変貌していく渦中で謝花の行動をみたことが、彼の人生に決定的な方向を与えたにちがいない。明治三二年に沖縄倶楽部を結成し、沖縄時論を発行したときは二九歳の青年であつた。この運動のち、彼の姿は歴史の表舞台から一時見えなくなるが、明治三五年の暮れに沖縄を離れてアメリカに渡り、そこで生涯独身をとおしたという。『我部祖河誌』（我部祖河区、一九九九年）には明治三九年九月二七日にロサンゼルスで亡くなったと記録されているが、『北米沖縄人史』（北米沖縄クラブ、一九八一年）は明治四一年の八月に心臓病で死んだとある。どちらにしてもまだ三〇代の若さであることに変わりはない。「東風平謝花、金武當山、羽地上間」と称されるほどの熱血漢であつた。

その上間を含め沖縄倶楽部の個性ある面々を惹きつけてやまなかつたのが、謝花である。年齢も一番上だったこともあるが、学識・度胸・弁舌、そして普段の人間的付き合いでも誰とでも分け隔ての

ない気安さがあって、しかも情があつたという。理と世智にたけた人間は世にいくらでもいるが、危機的狀況にあつても人を裏切ることなく、最後まで信頼できる人間というのはそうそういるものではない。その謝花が『沖繩時論』の第一号に五点の文章を寄せている。いずれも『謝花昇集』以後の新材料で、彼の問題意識と性格の滲み出た文体を顕している。

一つ目は、「地租改正と間切財政」と題する小文。日本の地方団体が今日のごとき財政困難に陥つた原因を、彼は版籍奉還と地租改正にあるとして、前者が藩の全廃とともに「山林水沢を挙げて皆之れを明治政府の管理」としたこと、後者が明治七年の布告によって、様々な種類の土地を「唯だ官有地と民有地との二種に區別し民有地にあらざる者は悉く之を官有地に編入」したことに起因するとした。基本財産を持たない地方団体は自治も脆弱になると論じた當山の論説に通じる内容で、それだけに沖繩の場合も「油断大敵一步を誤らんか千里の差を来す上下熟慮警戒し又覆轍を踏むべからざるなり」と声を大にした。

二つ目は、明治六年の地租改正条例や各布告を使い、地租が収税目的の地価として決まる事実をわかりやすく説明し、これまでヤマトの地租が杜撰だったことを述べた「地租改正と地租」の一文である。そのうえで彼は沖繩の地租改正、つまり土地整理に当つては、「吾人の正確にして且つ適当なりと信ずる標準」を第二号で提示すると予告した。

三つ目は、零細農工業家を保護する目的の農工銀行が、長期の低利貸し出しに反した営業などがな

いよう監視する必要性を説いた記事「農工銀行と農工業家」である。明治三四年四月の『中央農事報』（第十三号）に掲載した「農工銀行と産業組合」に共通する基本的な考えがすでに出ていて、彼の懸念は二年後に的中しかけることになる。

あとの二点は、買上糖廃止法案が両院を通過した裏面に潜む「妄策」に注意を喚起した「買上糖廃止と道路修繕費」と、一月九日付琉球新報の無署名記事「謝花昇の運動に関する怪報」に対する反撃の「謹告」文である。新報に東京から「怪報」を書き送った通信員は、謝花が「主義にして非なりとせば正面より来りて撃つべきなり余が公同会に関係を有せず官吏の肩を持たざるを以て不都合なりとせば論理の上より駁すべきなり」と批判した内容から判断して、太田朝敷だとわかる。その太田は二月六日、天南の筆名で『琉球新報』の「爐辺短話（二）」に「謝花昇と云ふ無学無識にして且つ偏狭執拗の小人あり」と敬称抜き短文を書き、同月十六日にはその名も「沖繩俱樂部と沖繩時論」の題を掲げて謝花たちの活動を攻撃し、神谷正次郎の論説「権利競争論」を加藤弘之の所論からの「剽窃」と非難した。沖繩時論の雑報「琉球新報社及新報社に対する金銭の施与」での批判も太田たちにはよっぽど腹にこたえたのであろうが、沖繩俱樂部と沖繩時論の登場が、ここにおいて奈良原県政と琉球新報の対決者として社会的に鮮明になったことになる。

では、近代沖繩で権力との闘争を第一目的にした最初の政治結社ともいうべき沖繩俱樂部の理念と実践は、いかなる点に特徴があるのだろうか。メンバーの全県的な出身地域性などについてはすでに

先の拙著で論じたことがあるので省くが、この『沖繩時論』（第一号）が何よりも一番に明らかにしたのは、王国時代から明治国家への本格的な併合・編入に際し、いままさに眼前に進行している大変革後を見据えたことにある。神谷の「權利競争論」は、彼個人としてだけでなく、沖繩倶楽部の基幹をなす考えであり、行動原理といってよいものである。神谷の論はいう、「近日制度觀を改め法律面目を新にし、我法典の如き実に權利を以て其本位となすに至れり」「我県民の如き義務の觀念ありて權利の觀念なし」。古い琉球の時代は去つて、今後の近代世界では「法」が決定的な重要性をもつ。わけでも所有權もしくは債權の絶対的優位性を前提にした議論である。第一号で論じられた論說・雜報に頻出する具体的な法律、勅令、布告、規程、規則、省令による実例説明はそのことを何よりもよく物語っているし、衆議院議員選挙法改正案に対する彼ら沖繩側の主張の根拠とその解釈の仕方、一方的に政府側・ヤマトの論理に圧倒されるものではなかった。倶楽部員の、過去の法事例学習と今後沖繩に布かれる法律への着目は、みずからイニシアティブをとつて法を有利に運用しようとする意思でもあった。

法への地道な注意深い目配りは、しかしそれだけで政治と社会状況を変えうるものとはならない。權利を産みだす法を獲得することの実質的な意味へと、彼らの思念は向かつていったのは当然であろう。神谷はかくいう。「吾人は權利を破る暴行に対して不断競争すべきなり、殊に思へ法律の上に変更を来さば従来成立せる吾人の權利利益は之れが為め異常の侵害を蒙らざるなきことを」。さらに続け

て、「皇天は其多福を欲するの国民に^{たま}資ふに其必要物を以てせず、必ず自ら勞して而して之れを取らむ」と、声を大にして呼びかけた。つまり、郷土沖縄の人びとに、権利は恩賜的の贈与でなく、つねに積極果敢なる行為・行動なくしてはその内実を埋めることはできないと叫んだのである。

神谷のこの論説は、それ以前に沖縄青年会の機関誌に何度か載せようとしたらしいが、その都度加藤の著書『強者の権利の競争』（哲学書院、一八九三年）からの剽窃云々との理由で掲載されなかったという。表題こそ似ているものの、神谷の論説は沖縄「人民の盲従」性からの脱却と、いまこそ権利のために「起て而して行ふに在り」と行動蹶起を促した内容であって、その過激さに驚愕して拒絶したのが本音だったのであろう。謝花が一月に憲政党に入ったのも、あらゆる手立てを駆使して強大な権力に立ち向かう意思のなせるわざであった。「今や本県地租改正の事業は着手せられ、百年の大計を眼前に控へて而かも尚ほ醒悟する所なし、嗚呼沖縄人士は此れ長夜の民なるか、將^{はたまた}亦生存競争場裡の敗北者を以て自ら任じ遂に自滅するにあらざれば醒悟する時なきか、喚起す乞ふ機失ふべからずと矣」。沖縄人よ、この機をのがさず「起て！」と呼びかけたのである。

こうした神谷の議論を沖縄倶楽部の青年たちは、わずか数人ではあったもののウチナーグチで口角を飛ばしながら、東京でも沖縄でも、厳しいなかにあつても絶望することなく議論し行動したのであった。当時の沖縄にあつては稀有のことといわねばならない。

【注】

(1) 二〇一二年八月四日、南風原文化センターが開催した「新垣弓太郎生誕一四〇周年記念講演会」における又吉氏の講演「辛亥革命一〇〇年——中国に弓太郎の足跡を訪ねて」で配布された又吉氏個人撮影の写真、及び大正八年～十一年の市ヶ谷／飯田橋の地図（出典不明）を参照。

(2) この第一号は、二〇一二年に慶應義塾大学の清水唯一朗氏によって、川崎市立中原図書館に所蔵されていることが確認された。

(3) 沖縄県土地整理法案第十八条は、『帝国議会衆議院議事速記録』（二五、第一三議會 下、明治三二年、東京大学出版会、一九八〇年）からの引用で、鍋島の発言は、二月二四日が沖縄県議会議事事務局編『沖縄県議会史』（第九巻、資料編六、沖縄県議会、一九八七年）、同二七日は『帝国議会貴族院議事速記録』（一五、第一三議會 下、明治三二年、東京大学出版会、一九八〇年）からの引用。なお、これら一連の審議については、宮平真弥「沖縄県土地整理法制定過程に関する一考察——第十三回帝国議会の審議を中心に」（『法政法学』第二〇号、法政大学大学院法律学専攻委員会、一九九五年三月）を参照。